

北海道道路管理規則

昭和58年11月4日
規則第79号

改正	昭和61年11月1日規則第97号	昭和63年8月31日規則第99号
	平成元年3月31日規則第68号	平成3年4月1日規則第36号
	平成9年5月16日規則第87号	平成12年3月28日規則第76号
	平成13年1月5日規則第1号	平成13年3月30日規則第63号
	平成19年3月23日規則第23号	平成22年3月24日規則第17号
	平成22年3月31日規則第45号	令和3年3月31日規則第34号
	令和3年7月27日規則第50号	

北海道道路管理規則をここに公布する。

北海道道路管理規則

北海道道路管理規則(昭和39年北海道規則第118号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 道路管理者以外の者の行う工事(第3条—第6条)
- 第3章 道路の占用(第7条—第19条)
- 第4章 滞納処分(第20条・第20条の2)
- 第5章 道路予定区域における土地の形質の変更等(第21条)
- 第6章 不用物件の使用(第22条)
- 第7章 費用の負担(第23条)
- 第8章 雑則(第24条・第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 道路の管理に関しては、[道路法](#)(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)、[道路法施行令](#)(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)[及び](#)[道路法施行規則](#)(昭和27年建設省令第25号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成3年規則36号〕

(定義)

第2条 この規則において「道路」とは、次に掲げる道路又は道路の区間をいう。

- (1) [法第7条第1項](#)の規定により知事が認定した道路。ただし、[法第17条第1項](#)の規定により指定市が管理する指定市の区域内に存する道道又は道道の区間及び[政令第34条第1項](#)、[第3項](#)又は[第4項](#)の規定により国土交通大臣が新設、改築、維持、修繕又は災害復旧を行う開発道路の区間を除く。
- (2) [豪雪地帯対策特別措置法\(昭和37年法律第73号\)第14条第1項](#)の規定により道が改築を行う市町村道の区間
- (3) [山村振興法\(昭和40年法律第64号\)第11条第1項](#)の規定により道が新設又は改築を行う市町村道の区間
- (4) [半島振興法\(昭和60年法律第63号\)第11条第1項](#)の規定により道が新設又は改築を行う市町村道の区間
- (5) [過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法\(令和3年法律第19号\)第16条第1項](#)の規定により道が新設又は改築を行う市町村道の区間

一部改正〔平成3年規則36号・9年87号・13年1号・令和3年50号〕

第2章 道路管理者以外の者の行う工事

(申請の手続)

第3条 [法第24条](#)の規定により道路に関する工事又は道路の維持(以下「道路工事等」という。)の設計及び実施計画について知事の承認を受けようとする者(同条の承認を受けた道路工事等の内容を変更しようとする者を含む。)は、[別記第1号様式](#)の道路工事(維持)施行承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、道路の維持を行う場合にあっては、第3号から第5号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 工事設計書及び仕様書
- (2) 位置図(縮尺5万分の1以上)
- (3) 現況図及び計画図
 - ア 平面図(縮尺1,000分の1以上)
 - イ 縦断面図(縮尺縦200分の1以上及び横1,000分の1以上)
 - ウ 横断面図(縮尺100分の1以上)
- (4) 構造図(縮尺100分の1以上)
- (5) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成9年規則87号〕

第4条 削除

削除〔平成9年規則87号〕

(着手又は完了の届出等)

第5条 [法第24条](#)の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る道路工事等に着手しようとするとき又はこれを完了したときは、速やかに[別記第3号様式](#)の道路工事等着手届又は道路工事等完了届を知事に提出しなければならない。

2 [法第24条](#)の規定による承認を受けた者は、道路工事等を完了したときは、知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

(道路工事等の実施の方法等)

第6条 道路工事等の実施については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路工事等を行う区域(以下「工区」という。)は、市街地にあっては交差点と当該交差点から直近の交差点との区間又は延長70メートル以内の区間、その他の地域にあっては延長100メートル以内の区間とすること。
- (2) 2以上の工区について同時に道路工事等を行う場合は、当該工区相互間の距離を100メートル以上にすること。
- (3) 道路の1側は、常に通行することができるようにすること。ただし、道路工事等を分割して行うことが技術的に困難な場合又は交通が閑散な道路であって、かつ、近くに回路がある場合は、この限りでない。
- (4) 道路工事等の実施に伴い通行車両等の整理誘導等を行う必要があるときは、工区の両側に赤旗(夜間にあっては、赤色の注意灯)を所持した保安要員を配置すること。
- (5) 工区の両側に[別記第4号様式](#)の工事標示板を設置すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

2 知事は、道路工事等を行う者に対し、道路工事等の実施に関し必要と認められる措置を講ずるよう指示することができる。

第3章 道路の占用

(申請等の手続)

第7条 **法第32条第1項**の規定により道路の占用の許可を受けようとする者(**法第91条第2項**において準用する**法第32条第1項**の規定により道路の占用の許可を受けようとする者を含む。)**又は****法第35条**の規定により新たな道路の占用の協議をし、同意を得ようとする者(**法第91条第2項**において準用する**法第35条**の規定により新たな道路の占用の協議をし、同意を得ようとする者を含む。次項において同じ。)**は**、**省令第4条の3第1項**に規定する道路占有許可申請書**又は**道路占有協議書を知事に提出しなければならない。**法第32条第2項**各号に掲げる事項の変更(道路の占用の期間の満了後これを更新する場合を除く。)**について**、同条第3項の規定により許可を受けようとする者(**法第91条第2項**において準用する**法第32条第3項**の規定により許可を受けようとする者を含む。)**又は****法第35条**の規定により協議をし、同意を得ようとする者(**法第91条第2項**において準用する**法第35条**の規定により協議をし、同意を得ようとする者を含む。)**も**、同様とする。

2 前項に規定する道路占有許可申請書及び道路占有協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、占有に係る工作物、物件又は施設(以下「占有物件」という。)**が**軽易なものである場合は、第4号の図面の一部、第5号の設計書その他知事が**必要がないと認める書類**の添付を省略することができる。

(1) 占有の場所の位置図(縮尺5万分の1以上)

(2) 実測平面図(縮尺1,000分の1以上)

(3) 実測求積図(縮尺1,000分の1以上)

(4) 占有物件の構造図(縮尺100分の1以上)

(5) 占有物件の設計書

(6) 占有物件の設置、改築、修繕**又は**撤去により必要の生じた道路の掘削、埋戻し等の工事(以下「占有工事」という。)を実施しなければならない場合は、占有工事に関する設計書、設計図及び工事仕様書

(7) 占有物件を橋りょうその他の道路の構造物に添加する場合であつて当該橋りょうその他の道路の構造物に影響を及ぼすおそれがあるときは、応力計算書

(8) 占有物件が電柱その他これに類するものである場合は、**別記第7号様式**の占有物件内訳書

(9) 他人に利害関係のある土地の地先を占有しようとする場合にあっては、当該関係者の同意書

(10) 代理人が申請する場合にあっては、代理権限が存することを証する書類

(11) その他知事が**必要と認める書類**

3 道路の占用の期間満了後これを更新しようとする場合には、道路の占用の期間が満了する日の1月前までに**法第32条第1項**の許可を申請し、**又は****法第35条**の協議を行わなければならない。

一部改正〔平成3年規則36号・9年87号・12年76号〕

第8条 削除

削除〔平成3年規則36号〕

(占有の許可等)

第9条 同一の場所について2人以上の者から**法第32条第1項**若しくは**第3項****又は****法第35条**の規定による申請**又は**協議があつた場合は、申請書**又は**協議書を受理した日が異なるときは先に受理した申請**又は**協議について、申請書**又は**協議書を受理した日が同じであるときは公共性**又は**公益性の高い占有に係る申請**又は**協議について、それぞれ先に決定するものとする。

2 知事は、**法第32条第1項**若しくは**第3項**の規定による許可を受け、**又は****法第35条**の規定による協議をし、同意を得て道路を占有する者(以下「許可占有者等」という。)**に対して**、**別記第10号様式**の道路占有許可証を交付するものとする。

一部改正〔平成12年規則76号〕

(占有工事に関する届出等)

第10条 許可占有者等は、占有物件の設置、改築、修繕若しくは撤去若しくは占有工事に着手しようとするとき**又は**これらを完了したときは、速やかに**別記第11号様式**の占有工事等着手届**又は**占有工事等完了届を知事に提出しなければならない。

2 許可占有者等は、占有工事を完了したときは、知事の指定する職員の確認を受けなければならない。ただし、知事が占有工事の内容、施行方法を勘案して確認の**必要がないと認める**ときは、この限りでない。

(占有工事の実施の方法等)

第11条 占有工事の実施については、第6条の規定を準用する。この場合において、「道路工事等」とあるのは、「占有工事」と読み替えるものとする。

(占有許可の表示)

第12条 許可占有者等は、占有の期間中、占有物件の見やすい箇所に第9条第2項の道路占有許可証を掲示しなければならない。ただし、掲示が困難な場合においては、この限りでない。

2 許可占有者等は、第9条第2項の道路占有許可証が損耗した場合には、知事に申し出てその再交付を受けることができる。

(地下埋設物の保安表示)

第13条 許可占有者等は、占有物件が電話ケーブル、上水道管、工業用水道管、下水道管、ガス管、電気ケーブル**又は**熱水管である場合であつて、これを地下に埋設するときは、保安上必要な表示をしなければならない。

(道路の保全の義務)

第14条 許可占有者等は、当該占有により、道路若しくはその附属物を損傷した場合**又は**道路の構造その他交通の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、これを補修し、**又は**その予防のための措置を講じなければならない。

(占有物件の管理)

第15条 許可占有者等は、道路の美観を保持し、及び交通その他道路の管理に支障を及ぼさないようにするために、占有物件を常時良好な状態に保つように維持し、**又は**修繕するよう努めなければならない。

(占有の変更等に関する届出)

第16条 許可占有者等は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、第2号の場合にあっては**戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条**に規定する届出義務者**又は**相続若しくは包括遺贈によって道路を占有する者が、第3号の場合で法人が合併し、**又は**分割をしたときにあっては合併後の法人**又は**分割により占有物件を承継した法人の代表者が、第4号の場合にあっては譲渡人及び譲受人が、それぞれ届け出るものとする。

(1) 許可占有者等がその氏名**又は**住所(法人にあっては、その名称**又は**主たる事務所の所在地)を変更したとき。

(2) 許可占有者等である個人が死亡したとき。

(3) 許可占有者等である法人が解散し、**又は**合併し、若しくは分割(占有物件を承継させるものに限る。)をしたとき。

(4) 占有物件の譲渡が行われたとき。

(5) 道路の占有を廃止しようとするとき。

(6) **政令第8条**に規定する占有の軽易な変更をしようとするとき。

2 前項の規定による届出は、同項第5号の場合(道路の占有の期間満了に伴い道路の占有を廃止しようとする場合に限る。)を除き、**別記第12号様式**の道路占有変更届によらなければならない。

3 前項に規定する道路占有変更届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第1項第1号から第4号までの場合にあっては、その事実を証する書類

(2) 第1項第6号の場合にあっては、その内容を示す書類

(3) その他知事が**必要と認める書類**

一部改正〔平成9年規則87号・13年63号〕

(許可に基づく地位の承継)

第17条 相続人、包括受遺者、合併により存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により占有物件を承継した法人**又は**占有物件の譲受人は、承継前の許可占有者等が有していた道路の占有の許可に基づく地位を承継する。

一部改正〔平成9年規則87号・13年63号〕

(譲渡等の禁止)

第18条 許可占有者等は、道路の占用の許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。
(他人使用の制限)

第19条 許可占有者等は、他の許可占有者等以外の者に占有物件を貸し付けてはならない。

第4章 滞納処分

追加〔平成19年規則23号〕

(滞納処分執行者証)

第20条 法第73条第3項の規定による同条第1項に規定する負担金等並びに同条第2項に規定する手数料及び延滞金(以下これを「徴収金」という。)の徴収(以下「滞納処分」という。)のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行う場合において、当該職務を行うべき命令を受けた職員(以下「執行者」という。)は、別記第13号様式の滞納処分執行者証(以下「執行者証」という。)を携帯しなければならない。

2 執行者証は、本庁の執行者にあつては知事が、総合振興局又は振興局(以下「総合振興局等」という。)の執行者にあつては総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)が交付するものとする。

3 執行者は、執行者証を亡失したときは、直ちに当該執行者証を交付した知事又は総合振興局長等に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに執行者証を当該執行者証を交付した知事又は総合振興局長等に返還しなければならない。

全部改正〔平成19年規則23号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

(徴収の引継ぎに関する規定の準用)

第20条の2 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則(昭和35年北海道規則第100号)第4条及び第5条の規定は、滞納処分について準用する。

追加〔平成19年規則23号〕

第5章 道路予定区域における土地の形質の変更等

全部改正〔平成9年規則87号〕、一部改正〔平成19年規則23号〕

(申請の手続)

第21条 法第91条第1項の規定により道道(法第17条第1項の規定により指定市が管理する道道又は道道の区間を除く。)の区域内にある土地の形質の変更若しくは工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置(以下「土地の形質の変更等」という。)について許可を受けようとする者は、別記第14号様式の土地の形質の変更等許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 土地の形質の変更等の工事設計書及び仕様書

(2) 土地の形質の変更等の場所の位置図(縮尺5万分の1以上)

(3) 実測平面図(縮尺1,000分の1以上)

(4) 実測求積図(縮尺1,000分の1以上)

(5) 実測縦断面図(縮尺縦200分の1以上及び横1,000分の1以上)

(6) 実測横断面図(縮尺100分の1以上)

(7) 工作物を新築し、改築し、増築し、又は物件を附加増置しようとする場合は、当該工作物又は物件の構造図(縮尺100分の1以上)

(8) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成19年規則23号〕

第6章 不用物件の使用

一部改正〔平成19年規則23号〕

(不用物件の使用の申出)

第22条 他の道路管理者は、法第93条の規定により知事に対し不用物件の使用の申出を行うとき(法第91条第2項において準用する法第93条の規定により不用物件の使用の申出を行うときを含む。)は、別記第15号様式の不用物件使用申出書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更の公示の写し

(2) 法第18条第1項に規定する図面

(3) 位置図(縮尺5万分の1以上)

一部改正〔平成19年規則23号〕

第7章 費用の負担

一部改正〔平成19年規則23号〕

(義務履行に要する費用の負担)

第23条 この規則による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

第8章 雑則

一部改正〔平成19年規則23号〕

(提出書類の経由)

第24条 法及びこの規則により知事に対してなすべき申請、協議、届出又は申出は、法第32条第4項に規定するもののほか、当該申請、協議、届出又は申出に係る行為をし、又はした場所の所在地を所管する総合振興局長等又は総合振興局等の建設管理部出張所長を経由して提出しなければならない。

2 この規則による書類の提出部数は、次の表の左欄に掲げる書類の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

提出書類		提出部数
道路工事(維持)施行承認申請書		正本1部 副本1部
道路工事等着手届 道路工事等完了届 占用工事等着手届 占用工事等完了届 道路占用変更届		正本1部
道路占用許可申請書	道路の占用の期間の更新に係るもの	正本1部
道路占用協議書	上記に掲げるもの以外のもの	正本1部 副本2部
土地の形質の変更等許可申請書 不用物件使用申出書		正本1部 副本1部

3 この規則により知事に対してなすべき申請、協議、届出又は申出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成3年規則36号・9年87号・22年45号・令和3年34号〕

(権限の委任)

第25条 総合振興局等に属する徴収金(第20条の2において準用する[北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則第4条](#)又は[第5条](#)の規定により徴収の引受けをしたものを含む。)に係る滞納処分の事務は、当該総合振興局等の長に委任する。

追加[平成19年規則23号]、一部改正[平成22年規則45号]

附 則

- 1 この規則は、昭和58年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の北海道道路管理規則の規定によりなされた申請、届出又は申出は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出又は申出とみなす。
附 則(昭和61年11月1日規則第97号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和63年8月31日規則第99号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。
附 則(平成元年3月31日規則第68号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成3年4月1日規則第36号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成9年5月16日規則第87号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道道路管理規則第3条及び第4条の規定に基づいてされている申請については、なお従前の例による。
附 則(平成12年3月28日規則第76号)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道道路管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道道路管理規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。
附 則(平成13年1月5日規則第1号抄)
- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
附 則(平成13年3月30日規則第63号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成19年3月23日規則第23号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道道路管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道道路管理規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
附 則(平成22年3月24日規則第17号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
附 則(平成22年3月31日規則第45号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
附 則(令和3年3月31日規則第34号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
附 則(令和3年7月27日規則第50号)
この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

道路工事（維持）施行承認申請書

新 規	変 更	(番 号)
		年 月 日

年 月 日

北海道知事 様

〒

住所 _____

氏名 _____

担当者 _____

TEL _____

次のとおり、道路工事（維持）を行いたいのので、道路法第24条の規定により申請します。

施工目的			
施工場所	路線名		歩道・車道・その他（ ）
	場所		
工事概要	工 事 種 別		施 工 数 量

工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先		

添付書類	工事設計書 仕様書 位置図 現況図（平面図 縦断面図 横断面図） 計画図（平面図 縦断面図 横断面図） 構造図 その他（ ）
備考	

記載要領

- 1

新規	変更
----	----

 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の承認書の番号及び年月日を記載すること。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属及び氏名を記載すること。
- 3 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として、延長、面積等の施工規模を記入すること。
- 5 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 6 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨を記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- 7 変更の承認申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを括弧書きすること。
- 8 「添付書類」の欄には、該当するものを○で囲み、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を括弧内に記載すること。
- 9 「備考」欄には、概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無その他必要な事項を記載すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

全部改正〔平成9年規則87号〕、一部改正〔平成12年規則76号・19年23号・22年17号〕

別記第2号様式 削除

削除〔平成9年規則87号〕

別記第3号様式(第5条関係)

道路工事等着手（完了）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者住所（法人にあつては、主
たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

（電話 局 番）

次のとおり工事に着手するので（工事が完了したので）、北海道道路管理規則第5条
第1項の規定により届け出ます。

1 工 事 名	
2 路 線 名	
3 承認の年月日及び番号	年 月 日第 号指令
4 着手予定（完了）年月日	年 月 日

（用紙寸法 日本工業規格A4）

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・9年87号・12年76号・19年23号〕

別記第4号様式（第6条関係）

削除[平成3年規則36号]

別記第10号様式(第9条関係)



仕様

- 1 材質 アルミコーティングポリエステル又はこれと同程度の耐久性を有するもので、
裏面にアクリルタイプ永久接着剤又はこれと同程度の能力を有する接着剤を
塗布したもの
- 2 規格 外径60ミリメートル
- 3 地色 シルバーグレー
- 4 印刷色 濃緑色

別記第11号様式(第10条関係)

占用工事等着手(完了)届

年 月 日

北海道知事 様

届出者住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

次のとおり占用工事等に着手するので(占用工事等が完了したので)、北海道道路管
理規則第10条第1項の規定により届け出ます。

1 路線名	
2 許可又は協議回答 年月日及び番号	年 月 日 第 号(指令)
3 着手予定(完了) 年 月 日	年 月 日

(用紙寸法 日本工業規格A4)

一部改正[昭和63年規則99号・平成元年68号・9年87号・12年76号・19年23号]

別記第12号様式(第16条関係)

道 路 占 用 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

届出者住 所 (フリガナ) (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (フリガナ) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

年 月 日 第 号指令で許可を受けた道路の占用について、北海道道路管理規則第16条第1項の規定により届け出ます。

1 届出事項	① 占用者の氏名又は名称の変更 ② 占用者の住所の変更 ③ 占用者の死亡 ④ 法人の解散 ⑤ 法人の合併(分割) ⑥ 占用物件の譲渡 ⑦ 占用の廃止 ⑧ 占用の軽易な変更
2 届出の内容	

注 1 届出事項の該当するものを○で囲むこと。

2 届出の内容欄の記載事項

- (1) 届出事項①又は②の場合 新旧の氏名若しくは名称又は住所
- (2) 届出事項③の場合 死亡した占用者の氏名及び死亡年月日
- (3) 届出事項④の場合 解散した年月日
- (4) 届出事項⑤の場合 合併(分割)年月日及び新旧の会社(占用者)名
- (5) 届出事項⑥の場合 譲渡年月日
- (6) 届出事項⑦の場合 廃止年月日及び原状回復の施行期間
- (7) 届出事項⑧の場合 具体的な変更の内容

3 届出事項の①から⑧までの事項の届出にあっては、その事実を証する書面を添付すること。

(用紙寸法 日本産業規格A4)

一部改正[昭和63年規則99号・平成元年68号・9年87号・12年76号・13年63号・19年23号・令和3年34号]

別記第13号様式(第20条関係)

写真ちょう付欄	第 号
	滞納処分執行者証
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
年 月 日交付	
上記の者は、道路法(昭和27年法律第180号)第73条第3項の規定による同条第1項に規定する負担金等並びに同条第2項に規定する手数料及び延滞金の徴収のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行うべき命令を受けた職員であることを証明します。	
印	

追加[平成19年規則23号]

別記第14号様式(第21条関係)

土地の形質の変更等許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

道路法第91条第1項の規定により許可を申請します。

1	土地の形質の変更等の目的	
2	申請の内容	
3	申請の場所	路線名
		場所
4	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	工事の実施方法	

(用紙寸法 日本産業規格A4)

一部改正[昭和63年規則99号・平成元年68号・9年87号・19年23号・令和3年34号]

別記第15号様式(第22条関係)

不用物件使用申出書

年 月 日

北海道知事 様

道路管理者

(電話 局 番)

次のとおり、道路の不用物件を当市(町村)道 として使用する必要がある
ので、道路法第93条の規定により、引渡しの手続きをします。

1 道道の不用物件

1 路 線 名			
2 不用物件の区間			
3 不用物件の幅員	メートルから メートルまで	4 不用物件の延長	メートル
5 不用物件の発生 原因	年 月 日北海道告示第 号による路線廃止 (区域変更)		

2 不用物件を使用する市町村道

1 路 線 名			
2 認 定 年 月 日	年 月 日	3 認 定 告 示	告示第 号
4 不用物件の使用 原因	年 月 日 告示第 号による区域決定 (区域変更)		

- 注 1 1の不用物件の区間並びに不用物件の幅員及び延長は、2の道路として使用する区間等について記入すること。
- 2 2の事実を証する告示の写し並びに位置図(5万分の1)及び道路敷地図を添付すること。

(用紙寸法 日本産業規格A4)

一部改正[昭和63年規則99号・平成元年68号・9年87号・19年23号・令和3年34号]